

中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2016年6月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 「義援金」…個人の確定申告は必要？

被災地を支援する方法の一つに、義援金の寄付が挙げられます。「義援金」とは、“赤十字や赤い羽根共同募金、テレビ局、自治体などが受け付け、被災自治体を通して直接被災者へ届けられるお金”を言います。支援活動団体の活動を支援するための「支援金」とは区別されます。

今年4月に起きた熊本地震でも、多くの団体が義援金を募りました。

熊本への義援金の寄付は「ふるさと納税」として扱われ、個人の所得税や住民税の税額控除の対象になります。ただ、窓口となる団体によって、ふるさと納税の「ワンストップ特例(※)」を受けられるかどうか異なるので注意してください。

### 1. 赤十字や赤い羽根共同募金、テレビ局が受付

ワンストップ特例は受けられず、税額控除を受けるには確定申告が必要です。募金団体が発行した受領書（最終的に被災自治体へ届けられることが記されているもの）か、振込依頼書の控と振込先が募金団体の専用口座であるとわかる書類を残しておいてください。

### 2. 被災地以外の地方自治体が受付

この場合の寄付先は、窓口となった被災地以外の自治体になります。義援金以外にふるさと納税をした自治体が4団体以下で、他に確定申告をする必要がない人はワンストップ特例を受けられます。

(※) ふるさと納税の「ワンストップ特例」とは、納税先が5自治体以下の場合に、寄付先の自治体に所定の書類を提出すれば確定申告をしなくても住民税の税額控除が受けられる制度です。ただし、医療費控除など他の理由で確定申告をする人はふるさと納税の税額控除もすべて確定申告によって計算しなければいけません。

( 飯田 記 )

